

令和8年山形県少年少女柔道ワッペン大会 実施要項

- 1 目的 わが国の将来を担う小学生の心身ともに健全な育成を目指し、児童相互の交流・親睦及び正しい柔道の普及。発展を期する。また、将来の日本柔道を背負う、ジュニア選手育成を目的とする。
- 2 主催 山形県柔道連盟
- 3 共催 公益社団法人 山形県柔道整復師会
- 4 後援 上山市・上山市教育委員会
公益社団法人 山形県防犯協会連合会
山形県柔道高段者会
- 5 日時 令和8年5月31日(日) 午前 9時30分 開会
午前 9時00分 審判・監督会議
(選手受付は午前8時30分から)
- 6 会場 三友エンジニア体育文化センター(上山体育文化センター)
(上山市けやきの森2番1号 TEL 023-673-2288)
- 7 参加資格 全日本柔道連盟に登録している者。
山形県柔道連盟スポーツ少年団大会出場資格による。
監督は全日本柔道連盟公認指導者資格を保有している者。
- 8 試合方法 (1) 1年生男子女子、2年生男子女子
3年生男子・3年生女子、4年生男子・4年生女子
5年生男子・5年生女子、6年生男子・6年生女子
全学年、男女とも階級オープンで行う。
- 9 審判 (1) 国際柔道連盟試合審判規程及び国内における少年大会試合審判規程による。
(2) 試合時間は2分間とし、勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「有効」「僅差」とする。
「僅差」とは、双方の選手間に技による評価(有効)がない、又は同等の場合
「指導」の差が2あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
1差であれば旗判定で勝敗を決定する。(GSは行わない)
- 10 表彰 各学年ごとに優勝、準優勝、第3位(2名)とする。
各学年男女ともベスト8にワッペンを授与する。
(山形県柔道連盟より、上位者に対し名誉あるワッペンを授与します。
一年間県柔連の強化指定選手として、プライドを持ち頑張ってください。)
- 11 申し込み 別紙所定の申込書に必要事項を記入し大会事務局にメール又は郵送で申込むこと。
大会事務局
〒990-0301 東村山郡山辺町大字山辺107
高橋成幸 TEL090-3122-6610
Mail:r05takahashi@yahoo.co.jp
締切り 令和8年4月30日(木)17時
- 12 参加料 選手1名につき1,000円(プログラム、保険代含む)を試合当日ご持参ください。
※ エントリー後の参加料の返金は出来ません
- 13 組合わせ 大会主催者が行う。

- 14 安全管理 選手はスポーツ安全協会傷害保険に加入していること。
救護係として山形県柔道整復師会山形地区会員を配置し万が一の事故発生に備える。
- 15 監督・コーチ 監督(コーチ)の振る舞い
 (1) 監督(コーチ)の場所
 原則として各試合場の正面の反対側、あるいは試合場の横側に、監督(コーチ)1名のみ入ることが許され、用意された椅子に着席しなければならない。
 (2) 監督(コーチ)の言動
 ア 試合が止まっている間のみ、選手に対して指示を与えることができる。
 試合進行中は、選手に対して指示を与えることが許されない。
 イ 次の行為を禁止する。
 ① 試合が進行している最中に指示を出すこと。また、試合中に立ち上がること。
 ② 審判員の判定に対し、コメントや批判、或いは訂正を要求すること。
 ③ 対戦相手、審判員、役員、一般客、および自分自身の選手を侮辱するような行為。
 ④ 広告看板や器具に触ったり、殴ったり、蹴ったりすること。
 ⑤ その他、柔道精神に反する行為。
- 16 その他 ○選手受付は午前 8時30分より会場入口で行う。
 ○審判・監督会議は午前 9時00 分よりミーティング室で行う。
 ○ゼッケンの着用
 柔道着にゼッケン(団名)を縫い付けて出場すること。
 布地は白色サイズは概ね横30cm 縦20cm
 名字(姓)上団名下男子は黒色女子は赤色
 縫い付けの場所は後ろ襟から約10cm 下部とする。
 ○各スポーツ少年団より審判員を1 名派遣願います。
 ※ 各スポ少推薦審判員は、監督以外でお願いします。
 ○選手監督以外は試合場への出入りはできません。
 但し、1、2年生の試合順に関しては保護者が責任を持って誘導して下さい。
 ○本大会の試合結果は山形県柔道連盟ホームページ掲載されます。
 掲載を望まないチーム及び個人は大会事務局又は山形県柔道連盟までご連絡をお願いします。

連絡先
 大会事務局
 少年団委員長 高橋成幸
 Mail:r05takahashi@yahoo.co.jp
 山形県柔道連盟
 ホームページより連絡下さい

脳震盪対応について

ジュニア(20歳未満)以下の大会要項に下記条項を追加する

選手および指導者は下記事項を遵守すること。

- 1、大会1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
- 2、大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。
(なお、至急、専門医(脳神経外科)の精査を受けること。)
- 3、練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
- 4、当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し書面により事故報告書を提出すること。